

格差と貧困

大須 真治

格差が行く

今日、世の中に格差論が横行している。格差論はこれまでの「一億総中流」意識に大きな打撃を与えた。だから、格差論は、これまでの「一億総中流」を幻想とし、保守党政治が長く支配してきた日本社会の現状を批判的に受けとめてきた人々に歓迎されてきた。そうした人々は、格差論が中流論を強烈に打撃するのを見て、溜飲を下げたのであろう。しかしこうした受けとめ方は、本当に正しかったのであろうか。中央公論編集部も「この論争がなぜ多くの人々に受け入れられたかという理由を考えると、論争の受け手たちが、データを検証するよりも自分自身の実感と照らし合わせて価値判断し勝ちであることにも注意をはらわなければなりません」。(「中央公論」編集部編『論争・中流崩壊』中公新書2001年3月)と指摘している。ここで発見された格差の事実を冷静に検討し、そこから現状を改善していく課題を引き出していくことのほうが問題としては、重要だったのではないだろうか。

「一億総中流」を批判する格差論の代表格のものとしてよく取り上げられているのは、橋本俊詔氏の「日本の経済格差」岩波新書1998年、佐藤俊樹氏の「不平等社会日本・さよなら総中流」中公新書2000年などであるが、これらはともに「中流崩壊」を問題にしながらも、アプローチの仕方は大きく異なっている。ここでは経済格差を問題とする橋本氏の考えを見てみる。

さて、「総中流」のというのはいろいろな形で論じられてきているが、大なり小なり経済大国日本の「豊かな社会」が、前提にされているということができるとであろう。格差論は、その「中

流社会」を批判したのであるから、日本社会の問題点あるいは矛盾を指摘したものと受けとめられやすい。「中流」という言葉自体に「安定している」とか「豊かである」という語感が込められているように、「格差」という言葉自体に「問題のある社会」あるいは「改善されなければならない社会」という意味合いが含められているように受けとめられるのもやむをえないことであろう。

では格差論は、日本社会の問題点として何を指摘し、それをどのようにすることを提起したのであろうか。橋木氏は『「結果の不平等」をどこまで認めるか』(「中央公論」2000年5月号)で「機会の平等が保障された上で、人々が公正な競争の中に入り、その結果賃金に格差がつくことに異論はない。むしろ、これが人間社会の公正原理であるといえるので、結果の平等は容認されよう。ただし、どこまで結果の格差を認めるか、という問題になると複雑になってくる」。「究極的にいえば、どこまで結果の格差を容認するかは、個人の価値判断に依存する」。(81ページ)とされている。

適切な格差はあるか

たしかに、格差は指摘されたのであるが、その格差が適切なものであるかどうかは、個人の価値判断にゆだねられたのである。「日本の経済格差」(岩波新書1998年)で、橋木氏は1980年代に、所得分配の不平等度が高まったことを、ジニ係数を用いて指摘した。さらに1980年代後期にわが国はバブル経済を経験し、資産分配は相当不平等化したことをやはり、ジニ係数で指摘した。そして低成長期に入ったことによって、分配の不平等に拍車がかかるおそれがあること

特集・深刻な日本経済をどう打開するか

を指摘したのである。この格差拡大の事実、日本経済が国民生活悪化の方向に動き出していることを示したかのように見える。

日本経済の現実がそのように進んでいることが示されたとすれば、そういう事態にいかに対処すべきかという解答を格差論そのものから導き出そうとしても、格差論からそれを引き出すことはできない。なぜなら現実に進んでいる格差の拡大という現象を、悪化の方向にあると見なすのか、それとも改善の方向にあるものと見なすかという判断は、格差論そのものからは導き出し得ないからである。格差論は、格差の事実を指摘したのであって、それを批判したわけでも是認したわけでもない。格差論が指摘し得るのは格差が拡大したか、縮小したのか、あるいは格差が他国に比べて高いか低いかということを指摘するに留まるっている。その評価は依然として、個人の価値判断にゆだねられているのである。

格差論は、格差の事実を指摘したのであるが、実在する格差の彼岸に社会の向かうべき方向、あるいは当面改善すべき課題を明示的に提示することはしなかったのである。あえて理念として示した方向は、おそらく平等であったであろうが、それを明示することはできなかった。なぜなら平等をジニ係数で示すことができなかったからである。

ジニ係数で平等が語れない理由を考えてみる。まず、ジニ係数とはどのようなものであるということを橘木氏の説明に即して言うと次ぎようになる。ジニ係数は、最低所得者から最高所得者へと順次ならべた人の累積百分率を、横軸に人数、縦軸に所得をとってできた曲線（ローレンツ曲線）と45°線と間にできた面積によって不平等度を示すものである。それは完全平等の時に0となり、不平等になるにつれて1に近づく。そこでジニ係数によって、平等はどのように説明できるであろうか。ジニ係数ゼロの完全平等を平等と言うのが、論理的には最も分かりやすいものとなる。しかし、完全平等の社会と言うのを現実の問題として考えると、それはすべての人の所得が同額である社会であって、こ

れがばかげた社会であることは、誰にでもわかりきったことである。そんな社会が存在し得ないことも明かで、もしあったとすれば、悪平等の社会でしかない。したがって完全平等を平等の目標に立てることはできなくなってしまう。ジニ係数1の社会もまた現実には存在し得ない社会である。そこで平等をジニ係数で言うとしたら、ゼロから1の間のどこか適切な位置としか言いようがなくなってしまう。これは平等について語らなかったことと同じである。ジニ係数はいずれにせよ、いつでもゼロから1の間にあるからである。何が平等であるかはジニ係数で示すことはできず、平等は価値判断によってしか示せないことになる。

ジニ係数で不平等度が高くなる傾向が示されたとしても、それはより平等に近い状況に向かっているものであるのか、平等から遠ざかっていることが示されているのかの判断は、ジニ係数そのものによっては示されないのである。「格差」論によって社会の処方箋を出すのは諦めざるをえない。あえてそれに固執すれば、個人の恣意的な価値判断に依拠せざるを得なくなるであろう。

格差論は、格差が拡大しているかいらないか、あるいは格差が国際的に高いとか低いとかいうことを示す尺度として、手法の精緻化によって、有効なものとなるであろう。しかし、示された格差が適切なものであるかどうか、適切な格差に向かうにはどうすべきかを直接に示すことはできない性格をもっている。

格差感の根源

しかし、現実には、中央公論編集部も示唆しているように、多くの人々が自分自身の実感として格差を感じている現実が存在し、それを是正しなければならいと感じている現実があるとすれば、その原因となっている事態に対処する適切な処方箋を示す方法が開発されなければならないであろう。格差論の特徴は、対処すべき事態が現実にはどのような形でどこにどのくらい存在しているかを示さなかったことにある。対処すべき事態の性格を把握することなく、対処

することになれば、その対処はいずれ恣意的なものにならざるを得ないであろう。そこで人々の仕事や生活の実態から目を離すことなく、人々の仕事や生活の現実から、社会的な問題の解決あるは改良の方向を示すことのできる方法が必要となる。

これについてここで、特に新しい方法を提起する必要はないであろう。貧困という視点がそうしたものとして長らく提起されてきているからである。経済企画庁経済研究所編「日本の所得格差—国際比較の視点から—」でも「日本では貧困という概念への注目度は所得格差以上に乏しいが、OECD 諸国の多くでは重要な政策課題となっている」(1998年、31ページ)と述べている。

「許容しえない貧困」への接近

ところが、この貧困については、貧困の境界について、際限のない議論が繰り広げられ、その議論に決着が付かなければ、現状打開の施策も施行することができないような状況になっていた。これについては、貧困の外延的な部分ではなく、その中核的な部分に力を集中していくことによってこの問題を解決することができる。つまり国民のだれでもが、あるいは大多数が、その存在を許さないということで簡単に同感できるような貧困の状況を問題の対象とすることである。この「許容しえない貧困」に対処するために、欠かす事のできない作業は、貧困の実態を知る事である。貧困の状態にある人々の仕事と生活の実情を知らなければならない。貧困の中核部分の状況が明らかにされ、その部分を発見する努力が絶えず行われれば、その仕事と生活の実像は、他のさまざまな人々の生活の実情よりは、多くの人々に共感されやすい性格を持っている。なぜなら誰でも今、持っている物を失った状態の方が、持ったことのない物を持つかもしれない状態より、ずっと現実的なものとして感じるからである。

こうして「許容しえない貧困」について、多くの人々がその実情を共感することができるようになれば、それに対する対処の仕方も具体的

に考えることができるであろうし、対処の仕方について合意を得ることは、それ以外のさまざまな状況に対するいろいろな対処策の場合よりもずっとやさしいであろう。というのは「許容しえない貧困」への対処策は、今日の社会で最も切実に必要とされる施策であり、それゆえに最も早く効果の出ることが望まれている施策だからである。

このように問題が生きた人間の現実の姿として具体的に示され、対処方法も具体的に示されることは、問題の解決にとって極めて重要なことである。しかし、すべてが具体的に、実感をもって示されることによって、それが対症療法に終わってしまう危険がある。具体的な事態に対処する方法が、個別・具体的な問題の解決で完結してしまう恐れは十分にある。早急に実現されることが望まれている問題の解決を終結点としないで、それを問題解決の第1歩とすること、出発点にしていくことが大切である。当面の問題解決をそれだけに終わらせないで、より一般的な方法に繋がっていく視点を欠かせない。

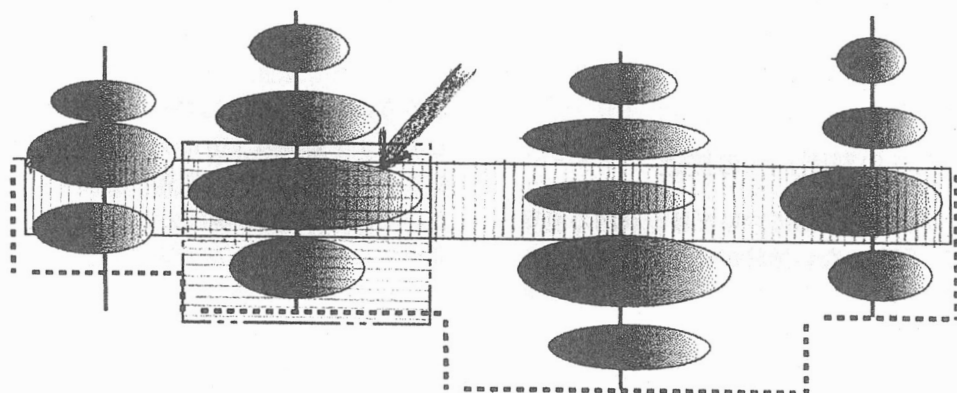
「許容しえない貧困」からの広がり

個別具体的な問題を社会階層的な問題(縦の関係)に位置付けるのと、それを異なった分野、地域の問題(横の関係)にベルト的に繋げていく、2つの考え方が必要となる。

縦の社会階層的な関係についていうと、最下層の問題を切り離さないという観点が絶対に必要である。その理由は、最下層の状態の改善策は、それより上にある階層にとっても改善策として作用するが、その逆は成り立たないからである。もし最下層を切り離して、それ以上の階層だけで、状態の改善を図ろうとすれば、それによってそれ以下の階層の状況を悪化させ、結果として格差を広げることになる可能性が大きいからである。つまりそれを図で示すと、例えば⇒で示した部分について、その仕事と生活の状況が明らかにされたとすれば、その階層は縦軸上でどこにあるかを確定することが必要である。そこからその部分に属する人々の状況改善の施策を導き出すとすれば、それ以下の階層と

特集・深刻な日本経済をどう打開するか

共通性を持つ改善策が導き出されなければならないということになる。破線部分（横線）を一体のものとして状況を改善する施策を策定していくことが重要であろう。このようにして最下層の問題を切り離さず、最下層の状態の改善を含めて仕事や生活の状態の改善を図るならば、その施策の向かうのは、少なくとも格差を緩和する方向であることは間違いないからである。こうした施策を継続的に続けていけば、やがて格差の状況をかなり極端にまで緩和する点に到達することも間違いないであろう。



さらにこれを横にベルト的につなげていくことが必要であろう。つまりそれぞれの地域で、ベルト的に共通する階層を発見し、図で言えば実線長方形（縦線）の中にある階層を発見し、それ以下にある階層と共通する施策を作り上げていく。それらをつなぎ合わせて地域の政策あるいは自治体の政策とし、さらにそれらを結びつけて国の政策としていくことが可能になるであろう。この場合、施策の手段に何をを使うかは、時々の貧困の中核部分の状況によると言ってもよいであろう。

「許容しがたい貧困」の範囲

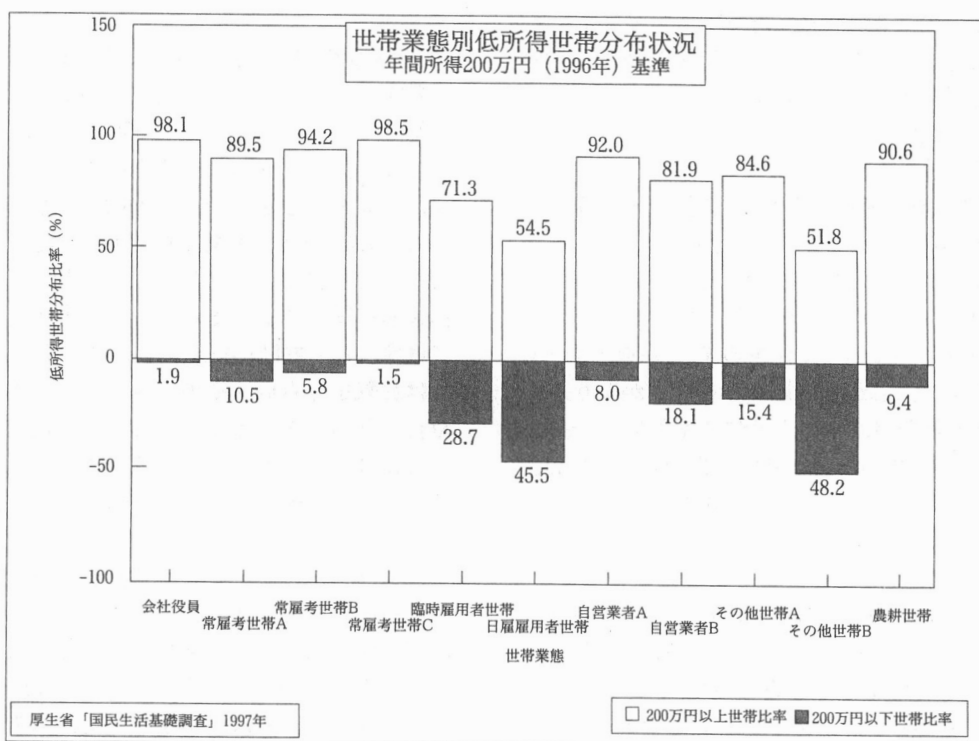
それでは現実、今日の日本を問題として考える場合、このような「許容しえない貧困」の範囲はどのくらいの広がりがあると考えられるであろうか。というのは先に取り上げた経済企画庁経済研究所編の「日本の所得格差」では、「日本で貧困というと、通常は生活保護受給者や

路上生活者が想起されることが多い。ちなみに、93年10月現在の保護率は0.71%、新宿区の福祉相談窓口を訪れた路上生活者の数は93年度3,708人であり、本稿で定義される貧困率からみるときわめて範囲が狭い」（31ページ）としているからである。これについては金澤誠一氏が生活保護基準以下所得の世帯数を厚生省大臣官房統計室「平成9年国民生活基礎調査」から算出し、1人世帯の33.6%、2人世帯の13.4%、全世帯の29.9%という数字を出している。（金澤誠一「現代社会における貧困」『経済』2000年6月号）決

して狭い範囲のものと言えるものではない。しかし、それが狭い範囲のものであったとしても、そこに困窮が存在する限り、狭い事を理由にそれを無視することは許されない。

さて現実に照らして見ると、年間所得200万円未満の世帯を、「許容しがたい貧困」と見ても構わないと、私は考える。この水準は、月平均では16万6千円となり、総務庁「家計調査」の1999年全国勤労者世帯の1ヶ月平均実収入574,676円の28%、年間収入十分位階級の第1分位の実収入277,788円を大幅に下回るものであり、一人世帯も含めて、所得の低さということで間違いなく合意を得られる水準といえよう。

それはどのくらい存在しているかを、同じく平成9年国民生活基礎調査で計算してみると、総世帯数の14.8%となり、世帯数に推計してみると約660万世帯ということになる。これらは経済企画庁経済研究所が「きわめて狭い範囲」というようなものではない。路上生活者や生活保



自営業者世帯B：雇用人のない自営業者
 その他世帯A：所得のある仕事をしている世帯
 その他世帯B：所得のある仕事をしていない世帯

護受給者がここに含まれることは間違いないが、これらの人々は明かに目に見えるようにあらわれた貧困であって、貧困のうちのごく一部でしかないということである。これらとは別に隠されている貧困、一般的な世帯の間に埋め込まれている貧困が見える貧困の下に広いすそ野のように広がっていることがわかる。これをさらに世帯業態別の分布状態で示したのが上の図である。

200万円以下世帯の比率が一番高いのが、その他世帯B（所得のある仕事をしていない世帯）で、48.2%となっている。日雇雇用者世帯45.5%、臨時雇用者世帯28.7%と高い比率となっている。このようかなり高い比率で一般的な世帯の中に「許容しがたい貧困」の世帯は生め込まれているので、これを掘り起こし、問題の全体像を明らかにし、その状態の改善策を作り上げていくことが必要とされているのである。

仕事と生活の実態から施策へ

許容しがたい実態がどのようになっているか、いくつかの事例を示しておくこととする。これはあくまでもわかっている事例の一部を例示したもので、今後これらの事例の積み上げを意識的に行っていくことが必要とされている。

【大阪市西成区釜ヶ崎Dさん（男性・61歳）】

先月は、特別清掃の1日を含めて10日間働きました。私は61歳ですが、まあ信用はあるほうなので何とか仕事を頼めるし、青カンせずにやっています。手帳も持っています。しかし、体がえらくてどうしても「認定」の資格には届きませんね。ここで生活していくために、月15万は欲しいです。大雑把に言って、宿代3万、飲食代6万、フロ・散髪1万、タバコ・間食1万5千円、身の回り2万、新聞娯楽など1万5千円。

特集・深刻な日本経済をどう打開するか

しかし、いつまでこの水準言うてられるか、もう赤信号でてるしね・・・。「効力のある高齢者清掃事業のあり方についての提言（試案）」1996年7月20日より）

【大阪市西成区釜ヶ崎Fさん（男性・62歳）】

万博の4年前に山口県から出て来て、もう30年になります。体は丈夫でまだ若い人の8割くらいはやれると、自分では思っています。だから毎日4時半に起きて仕事のチャンスを待っているんです。しかし、とにかく声がかかりません。年齢制限は、ほんとうにくやしい。一日置きなら働く体力あるんです。先月は、「大工手元」と「ユニボ手元」で行きましたが、単価はちゃんと13,500円貰いました。でもねえ、たったの二日だけ・・・。

何とか、月10万は欲しい。単価の問題やないのです。確実に働かしてくれる保障が欲しいんですわ。（「効力のある高齢者清掃事業のあり方についての提言（試案）」1996年7月20日より）

【広島市（男性、48歳）】

広島市蟹屋町にあるマツダの借り上げのアパートに住み、塗装工（常雇）として働いていた。妻と離婚後、ペンキ屋、大工をして、最後の仕事は昨年12月の型枠大工の仕事で月10万の収入があった。（「広島市の『ホームレス』路上生活者聞き取り調査（1998年2月4日）報告書」より）

【広島市（男性、44歳）】

Gホテルの宴会担当のコックだったが、食中毒の責任をとらされて解雇された。家族関係もうまくいっていなかったため野宿するようになった。お正月に家族に会いに行ったが、門前払いを食らった。住居は市内西区庚午の一戸建ての持ち家だった。最近1ヶ月は20日間清掃の仕事をした。日給は4千4百円。2月中にアパートを見つけないと思っている。野宿歴6ヶ月、心臓不整脈あり。（「広島市の『ホームレス』路上生活者聞き取り調査（1998年2月4日）報告書」より）

【北海道夕張市Cさん（女性・70歳）】

戦後しばらくして夫は結核にかかり、あまりは働けなかったことから、1956（昭和31）年頃、Cさんは失対に入った。5人のそれからはCさんが一家の働き手となり、子供たちを育てていくことになった。子供たちを失対の場所につれていって、見えるところで遊ばせた。一時、生活保護を受けたが、それも長男が中学を卒業して就職すると同時に打ち切られてしまった。/当時は日銭をもらい、その日暮らしをしていた。毎日の一升の米を買っていたが、育ち盛りの子供たちにはととても足りなくて、麦粉とよもぎで団子を作って補っていた。/子供たちは次々と就職し、そして嫁いでいった。

病弱だった夫は、1981（昭和56）年に亡くなり、Cさんはとうとう独りになった。1984年には市営住宅に移った。そして、1987年には長年働いてきた失対も「年齢線引き」で排除され、68歳で任就（任意就労事業、失業対策事業廃止の激変緩和措置）に移った。

任就に移ってからの収入は、任就の賃金月約4万円と国民年金が月1万5千円、合わせて5万5千円である。失対の時、賃金が月約8万円と夏と冬の一時金があったのと比べて、任就では収入が格段に下がった。収入の低下にともない、Cさんの生活は苦しくなった。夏の陽の長い日には蛍光灯を使わないようにして、テレビのあかりでご飯を食べたり、早く寝るようにしているという。また、仕事のない日は、朝なるべく遅くまで寝るようにして、朝食と昼食を一緒にとり、一日二食に切り詰めている。/衣料品は、任就に移ってから1つも買っていない。市営住宅の家賃や水道料は、減免してもらい安くすんでいる。入浴は、市の老人福祉会館の無料の風呂を利用するようにしている。/Cさんにとって切実な要望は、今の収入ではやっていけないので、任就を10日からせめて15日にしてほしいということだ。また、来年から任就切れとなりシルバー人材事業に移ることになるが、そうなると、1ヶ月5日くらいしか働けず、賃金も約二万円に減ってしまう。今でも切り詰め

てギリギリの生活をしているのに、「これ以上どうやって切り詰めたらいいか」「生きていけなくなってしまう」という。シルバーで働く日数を5日ではなくてせめて10日に増やしてもらえたらこんな嬉しいことはない、と真剣な表情で訴えていた。(「賃金と社会保障 No. 1027・8 ('99年2月合併号) 失対労働者の苦闘と運動」より)

[長野県伊那市Hさん (男性・70歳)]

Hさんは、妻と子供の3人暮らし。34歳の時、腰痛になり、2回ほど手術したが良くならず、病院を変えて何度も入院したが悪くなる一方で今では左肩から指先までがしびれ、寒気を感じるようになっていいる。仕事はできず、昼間は家で一人で寝ている。医者にかかるよりは寝ている方が楽と言う事で今は医者にも行っていない。自分と妻の年金収入は2人あわせて月10万円ほどあるがそれはすべてこれまでの借金の返済に当て、生活費は妻が派遣で清掃の仕事をした収入による。それは一日5000円で月10万円、これが生活に当てられるお金ののすべて。子供も同じ派遣の会社で清掃の仕事をしているがお金は家計に入れていない。(2001年2月長野県伊那農家実態調査より)

[長野県伊那市Sさん (男性・65歳)]

Sさんは妻と子供一人の3人暮らしである。4年前に運転手の仕事を退職して、サービス業の仕事をアルバイトでやっていた。しかし、最近仕事のやり方が変わって、去年から仕事の量が急に減った。今年になって全く仕事を言っ来なくなり、失業状態になっている。これからの予定としては、4月に一ヶ月だけ仕事の予定があるが、それ以外の仕事の予定は立っていない。現在の収入は、本人の年金が2カ月で29万円、妻のそれが2カ月2.5万円のみ。息子(24歳)は夜、アルバイトで飲食店の手伝いをしていいるが、家計には一切入れていない。妻は病気で諏訪の病院まで通院している。4つの科にかかっているの、月2回は行かなければならない。タクシー代、薬代で月2万円はかかってしまう。

今のような仕事のない状態が続くと生活は大変苦しくなってしまう。(2001年2月長野県伊那農家実態調査より)

ここにあげたいいくつかの事例は、月々の所得が低いという点で共通している。しかもいずれも月10～15万円という極めて低い所得の確保が当面する課題となっている。なかには8万円の収入が5万5千円になり、さらにそれも減ることが予測されている世帯もある。

このような低所得な生活の状態はどう考えても好ましいものでなく、ともあれ所得の引き上げをしなければならないことに誰でも了承するであろう。もちろん当事者自身もそれを強く望んでいることは言うまでもない。そういうわけで所得の底上げが必要であることで、多くの人の合意を得ることができようであろう。

所得を引き上げるために仕事の確保が必要であろう。そのための施策の実施が切実な課題となる。しかし仕事の確保だけでは所得の引き上げにつながらない人々も存在している。高齢者、病人などであるが、その場合には社会保障や医療保障のしさくが必要となる。

さらに借金の問題、ここの事例では問題として直接あらわれなかったが、教育費、住宅費などの問題も考えに入れなければならないであろう。

このように現実には極端な低所得にある人々の生活を具体的に対象として、その生活状態の改善策を作成していくことが重要であろう。その場合、具体的な生活状況に相応した総合的な施策が必要となる。こうして策定される最下層の人々の生活を改善するための施策は、当事者の生活改善に直接役立っただけでなく、それより上の階層にある人々の生活状態の改善にとっても有効なものとなる。

このようにして国民的な合意をもって実施できる施策の具体化が今必要とされている。こうした施策の実施は、すくなくとも格差緩和の方向に作用することは間違いないことで、これらの施策をたくさん積み重ねていけば、かなりの程度の格差緩和を実現できるのである。

(おおす しんじ・常任理事・中央大学)